

平成30年度シート

| | | | | | | | |
|------------------------------------|--|----|--------|-------------|-------------|------|---|
| 分担金・ 拠出金名 | オゾン層保護基金拠出金 | 種別 | 義務的拠出金 | 30年度 予算額 | 2,595,646千円 | 総合評価 | C |
| 拠出先 国際機関名 | 国連環境計画（UNEP モントリオール議定書事務局） | | | | | | |
| 国際機関等 の概要及び 成果目標 | <p>（１）設立経緯等・目的：オゾン層破壊のメカニズム及びその悪影響は、1970年代中頃から指摘され始め、その後、国際的な議論が行われ、1985年にウィーン条約、1987年にモントリオール議定書が採択された。同議定書はオゾン層を破壊する恐れのある物質を特定し、当該物質の生産、消費及び貿易の規制を行うことを目的とする。2018年5月時点での締約国数は196か国及びEU。</p> <p>（２）拠出の概要及び成果目標：モントリオール議定書多数国間基金（オゾン層保護基金）への拠出金は、同基金の資金管理を行うUNEPへ拠出された後、開発途上国（同議定書第5条1適用国）におけるモントリオール議定書の実施を支援するための、オゾン層破壊物質（ODS）を用いた製品等の生産設備の廃棄、代替物質及び代替物質を用いた生産設備に転換していくためのプロジェクト策定・実施に充てられる。同基金への拠出金は、モントリオール議定書第10条に基づき、基金の支援対象となる途上国以外の締約国により、本議定書締約国会合において決定された予算額及び国連分担率に基づき拠出される。</p> <p>（成果目標）本件基金の下、規制措置及び対象国の状況に応じ、支援プロジェクトを実施しODSを削減することを目標とする。</p> | | | | | | |
| 1 専門分野 における活 動の成果・影 響力 | <ul style="list-style-type: none"> ・本件基金の下では、ODSの段階的削減及び最終的な全廃に向け、途上国において、ODSを用いた製品等の生産設備を廃棄し、代替物質を用いた製品等の生産設備に転換していくためのプロジェクトが実施されている。 ・これまでに本件基金の下で実施された開発途上国支援のためのプロジェクトにより、合計48.8万ODPトン（注）のODSが削減されている。 （注）各ODSの生産・消費量にそれぞれのオゾン破壊係数（ODP）を乗じ算出したもの。 ・開発途上国におけるODSの削減のための支援プロジェクトの実施機関として、国連開発計画（UNDP）、UNEP、国連工業開発計画（UNIDO）及び世銀等が協力している。 ・本件基金の資金を用いた開発途上国支援のためのプロジェクトは、日本が常任メンバーとなっている基金執行委員会による審議、承認を経た上で実施されており、日本はプロジェクトの適正性及びその予算の妥当性が確保されるべく議論に参画している。 | | | | | | |
| 2 組織・財 政マネジメ ント | <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年10月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・報告・提出月：2017年10月（2016年度） ・執行残額の執行済額に対する割合は240%であるが、これは3年ごとの事業計画に沿って執行が行われていることに因る。余剰額が生じた場合、次期3年分の予算額を決定する際に、同額を充当することで締約国が実際に拠出する額を減じる措置が講じられている。 ・事務局の組織体制、活動及び予算については、日本を含む基金執行委員会によるチェック体制が確立されている。 ・2017年11月のMOPでの次期（2018-2020年）の増資交渉において、他のドナー国と協力しながら、同期においては必須でない費用の計上の見送り等を求めた結果、その主張が反映され、増資額が適切な水準まで圧縮されることにつながった。 | | | | | | |
| 3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層の変化がもたらす悪影響から人の健康を守ることは日本のみならず人類全てにとって重要であり、またオゾン層の保護は日本のみでは達成し得ない課題であるところ、全ての国連加盟国が締約国となっているモントリオール議定書の実施に積極的に貢献し、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことは、極めて重要である。 ・日本は主要拠出国として、締約国会合（MOP）における予算の決定に係る議論において、他の主要拠出国と連携しつつ予算額の適正性確保に努めており、かかる日本の意見は重く受け止められている。 ・また、基金の資金を用いた開発途上国支援のためのプロジェクトは、日本が常任メンバーとなっている基金執行委員会による審議、承認を経た上で実施されること、こ | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------|---|---|---------------|-----------------|------------------------------|-------------------|---------------------|
| | <p>こでも日本はプロジェクトの適正性及びその予算の妥当性が確保されるべく他の主要拠出国と連携しつつ意見表明を行っており、かかる意見は重く受け止められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本は基金の資金によるプロジェクトを審査、承認する基金執行委員会の常任メンバー（日本と米国のみ）として基金資金の執行に深く関与しており、日本はプロジェクトの承認にかかる意思決定に参加する地位を有している。 ・オゾン層の保護は日本のみでは達成し得ない課題であり、国際社会が協力して取り組んでいく必要があるところ、本件基金の下で、UNDP、UNEP、UNIDO 及び世銀等の実施機関の協力を得ながら、140 以上の開発途上国において ODS の削減プロジェクトが実施されている。日本は本件基金執行委員会の常任メンバーとしてかかるプロジェクトの審議、承認に深く関与しており、日本の二国間支援との整合性はとれている。 ・本件基金の下で、140 以上の開発途上国において、冷凍冷蔵・空調機器の冷媒等として使用される ODS を非 ODS へ転換するプロジェクトが実施されており、その中で日本企業が特許を所有する非 ODS への転換が進むことが期待できる。 | | | | | | |
| 4 日本人職員・ポストの状況等 | 加盟国等の数 | 全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点) | うち、 日本人職員数 | うち、 日本人幹部職員数 | 日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点) | 日本人職員数 (前年同時期) | 日本人幹部職員数 (前年同時期) |
| | 196 か国 | 15 | 0 | 0 | 0% | 0 | 0 |
| | <p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本基金事務局は、オゾン層保護プロジェクトの事前審査及び実施支援を行っており、その職員はモントリオール議定書や ODS 等に関連する高度の専門的知識が必要とされる。かかる背景もあり、全 15 名の事務局職員のうち日本人は在籍していない（2017 年 12 月現在）。 | | | | | | |
| 5 PDCA サイクルの確保等 | PLAN | 日本が常任メンバーであるオゾン層保護基金執行委員会にてプロジェクト案を審査、承認。同執行委員会にて、支援対象プロジェクトの種類及び費用に関するガイドライン及び決定の採択。 | | | | | |
| | DO | 日本の義務的拠出金の支払、執行委員会で承認されたプロジェクトの実施。各種報告及び評価活動を通じたプロジェクトのモニタリング。 | | | | | |
| | CHECK | 監査報告書や執行委員会における運営・活動の評価。 | | | | | |
| | ACT | 各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。 | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・各国からの分担金は、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。 ・現時点で申し入れるべき特段の問題点はないものの、要すれば、MOP の場をはじめ関連会合の機会等に基金事務局とかかる協議を行うことは可能。 | | | | | | |
| 担当課室名 | 地球環境課 | | | | | | |